

経営研究委員会より

2024/12/24 (火) 付けに本協会のメールにおいて

全日本私立幼稚園連合会より、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準案に関する御意見の募集について」案内があり、パブリックコメントの締め切り日は令和7年1月4日です。との連絡がありました。

しかし、その概要を確認すると幼稚園という施設名称が見当たらず一部の園から、この制度に本当に幼稚園が参画できているか不安の声がありました。

経営研究委員会として、こども家庭庁に問い合わせた結果、幼稚園も対象となっていることを確認しました。

以下、こども家庭庁の HP から確認できます。

こども家庭庁の HP⇒子育て支援等分科会をサイト内検索 🔍⇒第8回子ども子育て支援等分科会をクリック⇒資料3の6ページ (PDF) を確認。

こども家庭庁 人員配置・設備運営基準等（総括表）		
事項	内閣府案	考え方
①対象施設 【児童福祉法施行規則】	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・家庭的保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・幼稚園 等 ※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。	多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとする。
②対象となる こども（年齢） 【児童福祉法施行規則】	0歳6カ月～満3歳未満	0歳6カ月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6カ月～満3歳未満とする。
③認可手続 【児童福祉法施行規則】	家庭的保育事業等と同様※1	家庭的保育事業等と同様の仕組みとする。その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示しする。
④利用方式	法令上規定しない	こども・保護者とともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととする。
⑤実施方法 【設備運営基準】	①一般型 ②余裕活用型	試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づける。 その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとする。
⑥人員配置基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※2 ※2分の1は保育士 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。 ※通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容及実施方法の検討を進める。
⑦設備の基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※3 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとする。

※1 事業を実施するにあたっての経済的負担や社会的偏見、参画運営に準への適合状況について市町村が審議し、認可を行う。

※2 乳幼児の年齢及び人数に応じた保育従事者配置基準。そのうち保育士を2分の1以上とし、保育士以外の保育従事者は同僚（7市町村支援員等又は家庭的保育者に相当する同僚の員）を充てたものとする。

※3 保育所の設備基準に準じ、必要設備（トイレ、調理室、調理室及び園外活動場所等）を設けることとし、食料の提供を行う場合には、必要設備を備える等児童福祉法施行規則（昭和23年厚生令第11号）第36条第3項第1号イ、ニ及び同項の設備及び設備の内容に関する基準を踏まえる。